

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	予防接種事業に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年11月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業に関する事務
②事務の概要	<p>【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。</p> <p>上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)による改正後の予防接種法附則第7条第1項の規定によりみなし適用する同法第6条第1項の臨時に行う予防接種として実施するもので、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(内閣官房IT総合戦略室)が開発した「ワクチン接種記録システム(VRS)」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連情報システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【予防接種事業に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第10条、第67条の2 <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・別表第一主務省令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【予防接種事業に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。) <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 <p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室
②所属長の役職名	疾病対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健衛生局保健所疾病対策課 住所:〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号:048-840-2211 FAX番号:048-840-2230 保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所:〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号:048-767-7397 FAX番号:048-840-2210

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報、5 評価実施機関における担当部署、② 所属長の役職名	疾病予防対策課長 嘉悦 明彦	疾病予防対策課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月7日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	2)発生なし	1)発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和2年4月28日	III しきい値判断項目、3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施期間における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和2年12月14日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務に個人番号を用いることになる。</p>	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人番号を、別表第一93の2項に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることになる。</p>	事前	法改正に基づく追記
令和2年12月14日	I 関連情報、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法 第9条 別表第一 10項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条</p> <p>3. 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号。以下「条例」という。)第4条 別表第232項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条</p>	<p>1. 番号法 第9条 別表第一 10項、93の2項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条、第67条の2</p> <p>3. 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号。以下「条例」という。)第4条 別表第232項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条</p>	事前	法改正に基づく追記
令和2年12月14日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 16の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号</p> <p>【照会】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第13条各号</p>	<p>【提供】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第59条の2</p> <p>【照会】</p> <p>番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第13条各号、第59条の2</p>	事前	法改正に基づく追記
令和3年11月30日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)においては、別表第一10項に基づき、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務において個人番号を、別表第一93の2項に基づき、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において個人番号を、それぞれ用いることになる。</p>	<p>【予防接種事業に関する事務】</p> <p>予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。</p> <p>上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種は、予防接種法及び検査法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)による改正後の予防接種法附則第7条第1項の規定によりのみ適用する同法第6条第1項の臨時に行う予防接種として実施するもので、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国(内閣官房IT総合戦略室)が開発した「ワクチン接種記録システム(VRS)」へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、被接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月30日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	保健センターシステム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)	保健システム、中間サーバ、番号連携サーバ、連携基盤システム(庁内連携システム)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	I 関連情報、3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条 別表第一 10項、93の2項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府総務省令第5号) 第10条、第67条の2 3. 番号法第9条第2項、さいたま市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月25日条例第60号、以下「条例」という。)第4条 別表第2 32項及び、条例施行規則(平成27年12月28日規則第113号)第34条	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第一主務省令」という。)第10条、第67条の2 【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・番号法第9条第1項、別表第一の10の項 ・別表第一主務省令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	「重要な変更」に該当するものであるが、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となり得ることが、国(内閣官房IT総合戦略室)からの事務連絡によって示されている。
令和3年11月30日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第59条の2 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2項、17項、18項、19項、115の2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2各号、第13条各号、第59条の2	【予防接種事業に関する事務】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二主務省令」という。)(情報照会の根拠) ・別表第二 16の2の項、17の項、18の項、19の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2(情報提供の根拠) ・別表第二 16の2の項、16の3の項、115の2の項 ・別表第二主務省令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病予防対策課長	疾病予防対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保健所疾病予防対策課 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号	保健福祉局保健所疾病予防対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230 保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-767-7397 FAX番号: 048-840-2210	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	II しいき値判断項目、1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	軽微な修正
令和3年11月30日	II しいき値判断項目、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉局保健所疾病予防対策課、保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	保健衛生局保健所疾病対策課、保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室	事後	軽微な修正
令和5年7月27日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	疾病予防対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	疾病対策課長、新型コロナウイルスワクチン対策室長	事後	軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月27日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局保健所疾病予防対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230 保健福祉局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-767-7397 FAX番号: 048-840-2210	保健衛生局保健所疾病対策課 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-840-2211 FAX番号: 048-840-2230 保健衛生局保健所新型コロナウイルスワクチン対策室 住所: 〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷7丁目5番12号 電話番号: 048-767-7397 FAX番号: 048-840-2210	事後	軽微な修正
令和5年11月10日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	【予防接種事業に関する事務】 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、国・県への事業報告、実費の徴収等に関する事務を行う。また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合において、同法第28条に基づく「特定接種」及び同法第46条に基づく「住民接種」の実施に関する事務を行う。 上記事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一(第9条関係)の10の項及び93の2の項に基づき、個人番号を利用した予防接種履歴の管理等を行う。	事前	予防接種事業に関する事務の根拠法令の表記を一部削除した変更のため、リスク変動なし